

TOKUSHIMA KYOUSAIJIHOU

共済時報



徳島県市町村職員共済組合

ホームページ

<http://www.tokushima-kyosai.jp/>

● CONTENTS

平成29年度 決算の概要	2	平成30年度「共済ファミリー保険」募集のご案内	16
平成29年度 医療費の状況	6	ニッポンレンタカー特別優待「ワンデイスキップ」のご案内	17
平成30年度 特定健診・特定保健指導	8	共済組合職員採用試験案内／ 本年9月に厚生年金保険に係る保険料率が引き上げられます	18
平成29年度 人間ドック検査結果	10	間違い探しクイズ	19
養育特例制度について／ 被扶養者の調査結果について	11	ホテル千秋閣からのご案内	
公務員のための厚生年金講座 年金の繰上げ支給	12	「秋の宴会プラン」／ 10F レストラン聚楽屋食割引券	20
普通貸付のご案内	14		
将来に備えた資産づくりに、共済貯金をご活用ください!!	15		



平成29年度

決算の概要

去る6月8日に開催されました組合会におきまして、平成29年度決算が認定されましたので、その概要についてお知らせします。

なお、決算書につきましては、組合公報にて各所属所へ送付いたしておりますので、ご覧ください。(掲示場所等は、各所属所担当課にご照会ください。)

総括

平成29年度末における組合員数、被扶養者数、平均標準報酬月額及び1人当たりの被扶養者数は〔表1〕のとおりです。

前年度と比較し、組合員数、被扶養者数とも減少しており、扶養率も同様に減少しています。

〔表1〕 組合員数・被扶養者数等 (単位：人・円)

項目	29年度	28年度	増△減
組合員数	9,083	9,138	△ 55
被扶養者数	8,458	8,654	△ 196
平均標準報酬月額	382,605	382,720	△ 115
扶養率	0.93	0.95	△ 0.02

*任意継続組合員を含む。 *扶養率は組合員1人当たりの被扶養者数。
*平均標準報酬月額は短期適用分です。

短期経理

短期給付分

この経理は、組合員及び被扶養者の病気、けが、出産、休業、死亡、災害などに対する給付を行っています。平成29年度の収支決算を行った結果、約1億9,961万円の当期短期利益金が生じました。

これを前年度から繰り越した短期積立金へ充当し、翌年度へ欠損金補てん積立金と短期積立金の合計で約9億8,444万円の剰余金を繰り越すこととなりました。

収入面では、財源率を引き上げさせていただいたこと、支出面では、保健給付費が予測を下回ったことから、黒字決算となりましたが、依然として医療給付費等は高水準となっています。共済組合では、引き続き第2期データヘルス計画に基づく医療費抑制のための施策を進めてまいります。

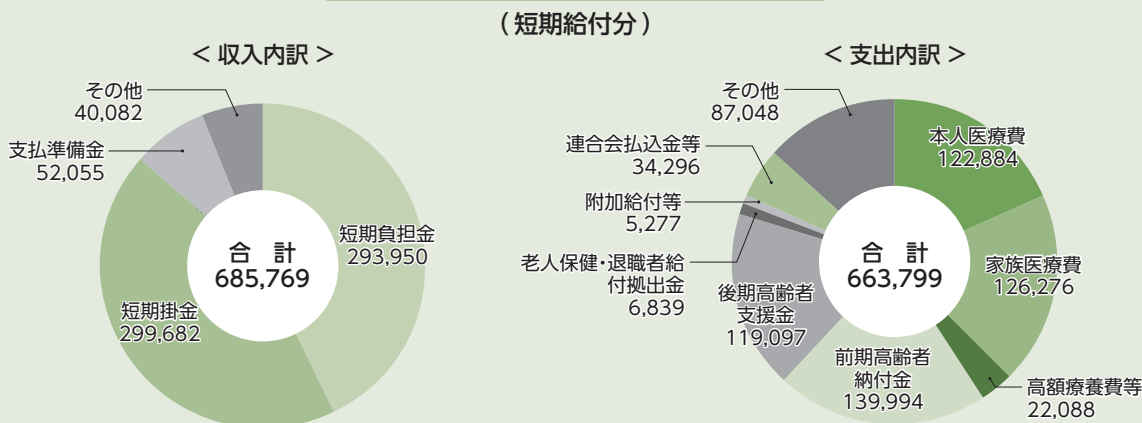
組合員及び家族の皆様におかれましては、健康管理には十分ご留意いただくとともに、今後とも適正受診やジェネリック医薬品の活用など、医療費増高抑止にご協力をお願いします。

なお、組合員1人当たりの収支状況は、〔図1〕のとおりです。

〔図1〕

短期経理の組合員1人当たり収支状況

(単位：円)



■ 介護保険分

介護保険における収支決算を行った結果、約1,465万円の当期介護損失金が生じました。

これを前年度から繰り越した介護積立金を取り崩して補てんし、翌年度へ繰り越す剰余金は約70万円となりました。

厚生年金保険経理

この経理は、公的年金としての1・2階部分に相当する給付に係る組合員保険料・負担金を所属所から徴収し、全国市町村職員共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）へ納付することのみを行う経理であり、当期における損益は生じません。

平成29年度における保険料・負担金の収納総額は約122億151万円となっています。

退職等年金経理

この経理は、公的年金としての新3階部分として設けられた年金払い退職給付に係る掛金・負担金を所属所から徴収し、全国連合会へ納付することのみを行う経理であり、当期における損益は生じません。

平成29年度における掛金・負担金の収納総額は約7億8,950万円となっています。

経過の長期経理

この経理は、平成27年9月以前に受給権が発生した公務上の障害・遺族共済年金等の給付に係る負担金を所属所から徴収し、全国連合会へ納付することのみを行う経理であり、当期における損益は生じません。

平成29年度における負担金の収納総額は約4,645万円となっています。

経過の長期預託金管理経理

この経理は、全国連合会（経過の長期経理）から資金の預託を受けて、組合を構成する地方公共団体の縁故地方債の引き受け、地方公共団体への一時貸付及び組合内部の他経理への貸付けを行うことを目的としています。

平成29年度末における資産の構成は、約98%（11億5,700万円）が、組合員貸付の財源である貸付経理への貸付金です。

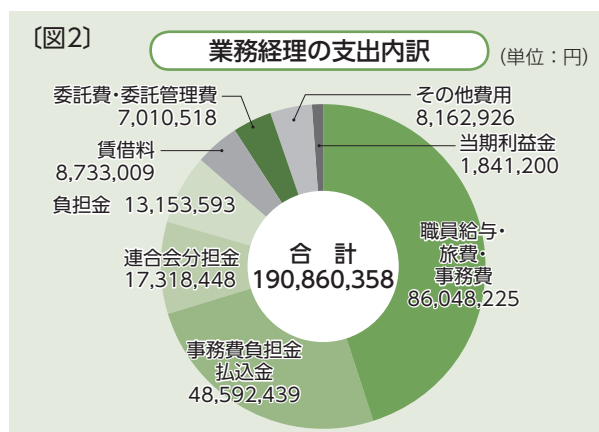
なお、この経理の収支につきましては、運用収益の全額を全国連合会への支払利息として計上し、同額を連合会預託金に加算することから、当期における損益は生じません。

業務経理

この経理は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（人件費や組合に必要な諸経費）を賄うための経理です。

平成29年度の収支決算を行った結果、当期利益金として約184万円が生じたので、これを前年度から繰り越した積立金に全額充当し、翌年度へ約4,631万円の積立金を繰り越すこととなりました。

なお、事務に要する費用の内訳は〔図2〕のとおりです。



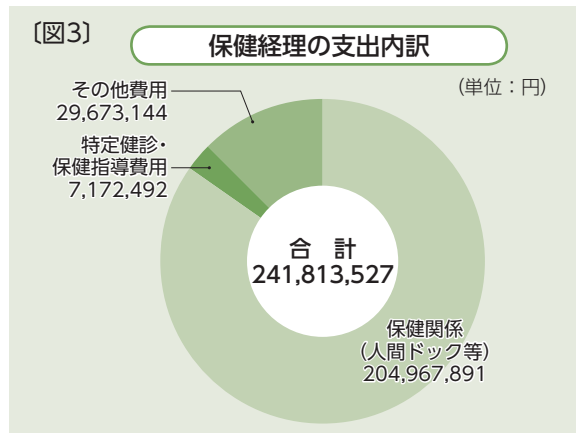
保健経理

この経理は、組合員と被扶養者の健康相談、健康診査等の健康保持増進を目的とした各種の保健事業及び特定健康診査・特定保健指導を行っています。

平成29年度における収入は、掛金・負担金等で約2億2,396万円となっています。

一方支出は、約2億4,181万円となっており、人間ドック助成金等の保健事業に係る費用が支出全体の約84%（約2億496万円）を占めています。〔図3〕

なお、収支決算の結果、約1,785万円の当期損失金が生じたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩し補てんし、翌年度へ約3億2,381万円の剰余金を繰り越すこととなりました。



貯金経理

この経理は、組合員の財産形成と将来の生活設計を目的として、預け入れされた貯金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を貯金者に還元する事業を行っています。

平成29年度における収入は、利息及び配当金等の運用収入で約5億8,114万円となっています。

一方支出は、支払利息、他経理への繰入金及び人件費等事務に要する費用等で約11億1,314万円となっています。

収支決算の結果、約5億3,200万円の当期損失金を生じています。

これを前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんし、欠損金補てん積立金18億円と積立金約53億円の合計で約71億1,737万円の剰余金を翌年度へ繰り越すこととなりました。

なお、資産運用状況及び組合員貯金の概要は〔表2〕及び〔表3〕のとおりです。

〔表2〕 資産運用状況 平成30年3月31日現在

種別	金額(円)	構成割合(%)	
普通預金	179,600,657	0.41	
定期預金	6,870,000,000	15.83	
有価証券	国債	8,555,343,000	19.71
	地方債	7,997,585,000	18.43
	社債	9,797,861,000	22.58
	諸債券	9,880,056,000	22.76
	合計	36,230,845,000	83.48
その他資産	122,559,655	0.28	
資産合計	43,403,005,312	100.00	

〔表3〕 組合員貯金の概要 平成30年3月31日現在

貯金の種類	1年定期	2年定期	積立貯金(3年)
貯金額	11億5,348万円	338億4,432万円	8億7,489万円
貯金者数	439人	2,759人	1,154人
支払利率(年利)	0.90%	1.10%	1.10%

宿泊経理

この経理では、当組合の施設である自治会館及び宿泊施設「ホテル千秋閣」の運営を行う経理です。

平成29年度における収入は、施設収入、賃貸料、商品売上及び他経理からの繰入金等で約10億1,397万円、一方支出は、委託費、営業費、飲食材料費、特別修繕引当金繰入、減価償却費等で約6億7,787万円となっており、収支決算の結果、約3億3,610万円の当期利益金が生じました。

これを前年度から繰り越した改良積立金及び積立金に充当し、翌年度へは約15億4,335万円の剰余金を繰り越すこととなりました。

なお、「ホテル千秋閣」は、自治会館の耐震・改修工事に伴い本年11月から休館し、平成31年4月のリニューアルオープンを予定しております。10月までの営業期間はもちろん、来春のリニューアル後においても、ご宴会・ご会食・ご宿泊に各種割引や特典をご用意し、皆様のご利用をお待ちいたしておりますので、ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

貸付経理

この経理は、組合員の住宅の取得や教育及び医療などの臨時的支出に対して、必要な資金を貸付けする事業を行っています。

平成29年度における収入は、主に貸付金に対する利息収入で約4,090万円、一方支出は、人件費等事務に要する費用及び他経理への相互繰入等で約1億4,082万円となっており、差引約9,992万円の当期損失金が生じました。

これを前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんし、翌年度へ約5億4,417万円の剰余金を繰り越すこととなりました。

なお、組合員貸付金の状況は、[表4]のとおりです。

[表4] 組合員貸付金の状況 平成30年3月31日現在

種類	件数	金額 (円)	構成割合 (%)
普通貸付	796	427,465,292	25.21
住宅貸付	372	1,071,539,366	63.18
在宅介護対応住宅貸付	5	7,647,255	0.45
特別貸付	343	189,328,885	11.16
合計	1,516	1,695,980,798	100.00

物資経理

この経理では、組合員の方々の生活必要物資を低廉な価格で供給し、生活向上に役立てていただくため、物資斡旋の立替及びがん保険・団体信用生命保険・債務返済支援保険等の各種保険事業を行っています。

平成29年度における収入は、商品売上及び各種保険手数料等で約1,878万円、一方支出は、人件費、商品仕入等で約1,597万円となっており、差引約281万円の当期利益金が生じました。

これを前年度より繰り越した積立金に全額充当し、翌年度へ約6,474万円の剰余金を繰り越すこととなりました。

組合会ニュース

① 組合会議員選挙の結果について

市町村長以外の議員の欠員に伴う補欠選挙が5月11日に行われ、次の方が当選されました。
(任期は平成30年11月30日まで)

選挙区	当選人数	所属	氏名
第5区 吉野川市、阿波市、阿北火葬場管理組合、阿北環境整備組合、阿北特別養護老人ホーム組合、中央広域環境施設組合、徳島中央広域連合	1名	吉野川市	森本一広

② 組合会の開催

6月8日(金)午前10時30分からホテル千秋閣において組合会が開催されました。組合会には、市町村長側議員10名、職員側議員10名(委任状議員含む。)のご出席のもと、次の議案等について議決、認定されました。

- 議案第8号 平成29年度決算の認定について
- 議案第9号 徳島県市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 議案第10号 徳島県市町村職員共済組合組合員貸付規程の一部改正について
- 報告第1号 施設管理運営業務受託者の選定について
- 選挙 理事の選挙について
- 宿泊施設経営委員会委員の欠員に伴う選任について
- 短期給付事業対策委員会委員の欠員に伴う選任について

なお、理事の選挙において、谷藤哲也氏(東みよし町)が就任されました。

また、平成29年度決算の概要につきましては2ページから5ページをご覧ください。



平成29年度

医療費
の状況

本人・家族とも 医療費給付は減少

引き続き医療費の抑制・適正化にご協力を

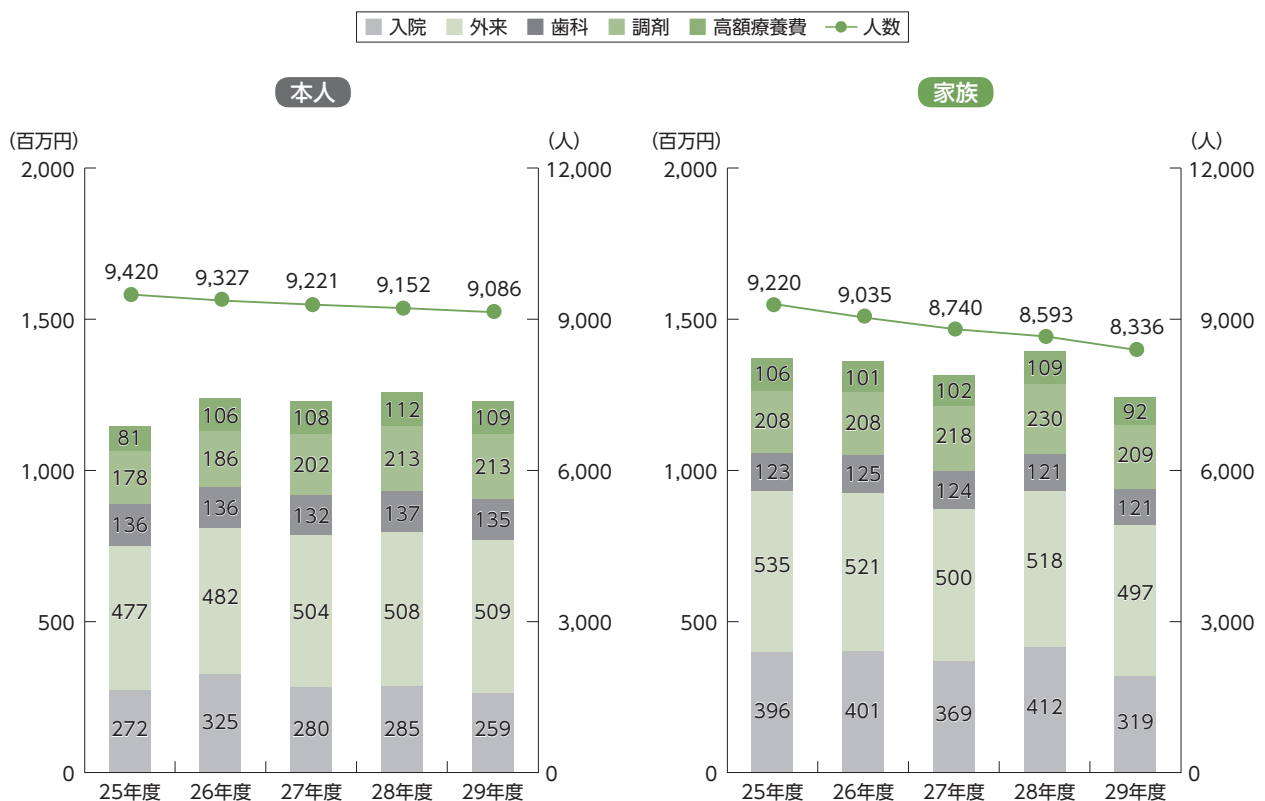
平成29年度の医療給付費総額は、約24億6,500万円で、前年度に比べ約1億8,100万円(6.8%)減少しました。

内訳は、本人が約11億1,700万円で約2,600万円(2.3%)の減少、家族は約11億4,700万円で約1億3,400万円(10.5%)の減少、高額療養費は約2億円で約2,100万円(9.5%)減少しました。

組合員及び被扶養者の皆様におかれましては、医療費抑制のため今後とも適正受診へのご協力と、疾病の早期発見、また生活習慣を見直す機会として、当組合の実施する人間ドックを始め各種検診事業の利用、40歳以上の方は特定健康診査及び特定保健指導を積極的に受けてください。

一人一人の健康管理と適正受診で引き続き医療費の抑制にご協力をお願いします。

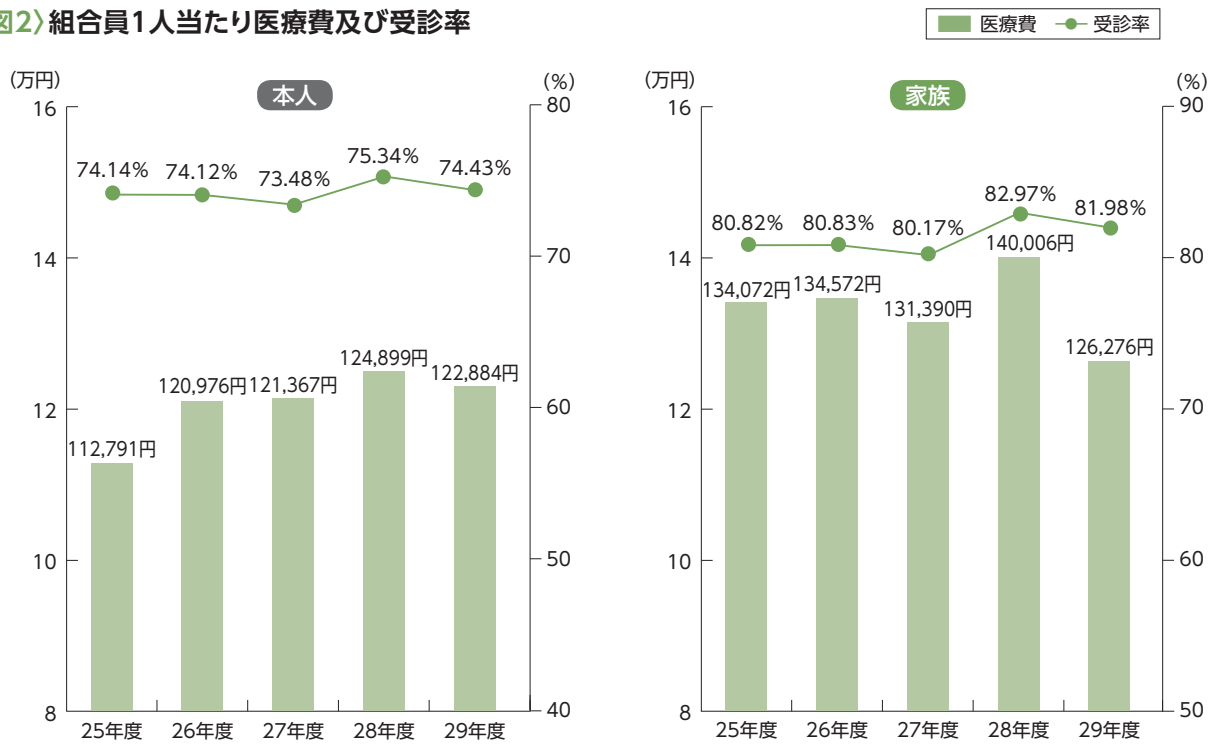
〈図1〉診療区分別医療費及び人数



過去5年間の被保険者数と診療区分別医療費の状況です。

平成29年度は、本人外来で僅かに増加しているものの、本人家族ともに他の診療区分において減少しています。家族の入院では約9,300万円の大幅な減少となっています。高額療養費についても年々増加傾向にありましたが、平成29年度では本人家族とも減少しています。

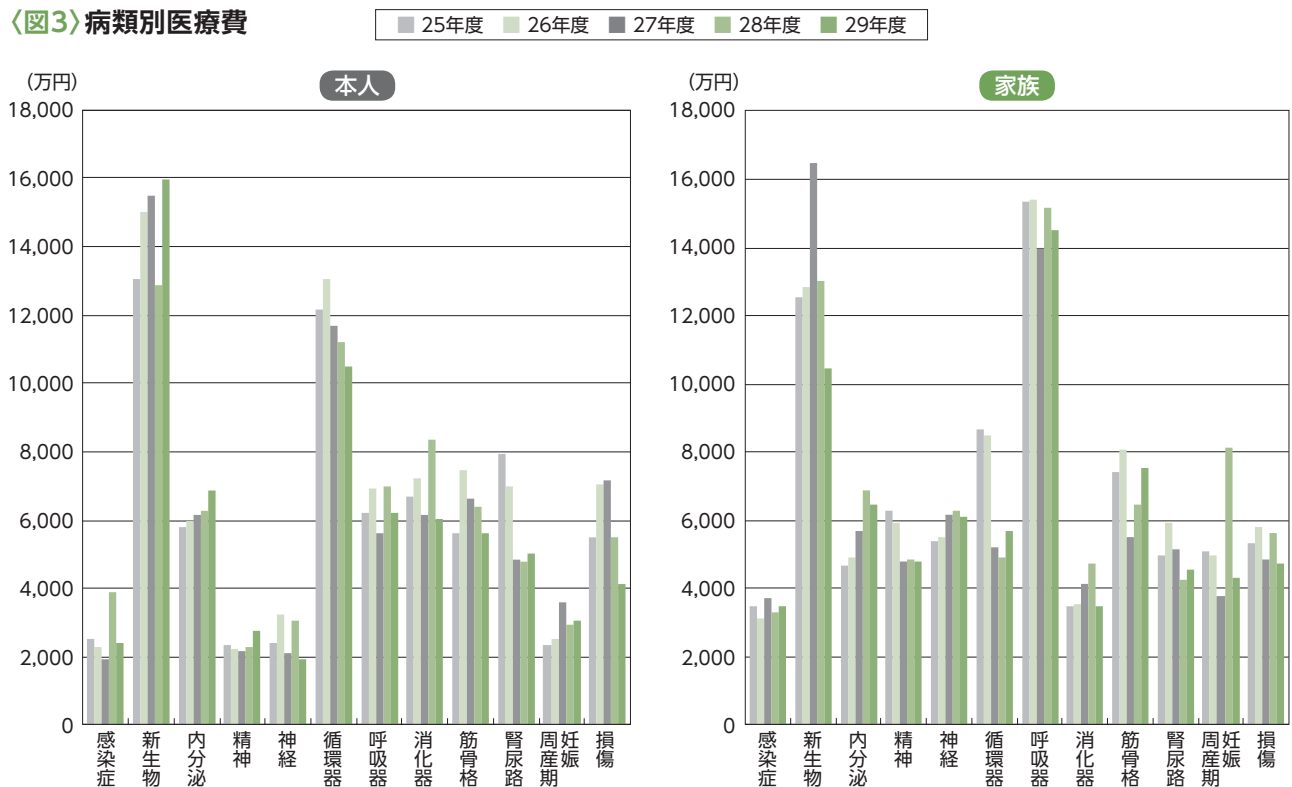
〔図2〕組合員1人当たり医療費及び受診率



組合員1人当たりの医療費及び受診率は、昨年と比較すると本人家族とも低くなっており、家族の医療費は過去5年間で最も低くなっています。

当組合の受診率は、全国的にも高水準にあります。本県は人口当たりの医療機関数が多く、医療機関等に受診しやすい環境にあることや、生活習慣病の長期療養者が多いことが要因としてあげられます。生活習慣病から重大な疾病へと進行してしまうケースも見受けられ、組合員1人当たりの医療費を押し上げる一因となっております。

〔図3〕病類別医療費



病類別医療費は、全般に本人では新生物・循環器、家族では新生物・呼吸器などが高くなっています。

平成29年度において増加が見られるものは、本人では新生物・内分泌・精神・腎尿路・妊娠周産期、家族では感染症・循環器・筋骨格・腎尿路です。

本人の新生物につきましては、昨年に比べ約3,000万円増加しており、過去5年間で一番高い医療費となっております。

平成30年度

特定健診・特定保健指導

年に1度は健康チェック! 特定健康診査

特定健康診査は、40歳～74歳までの方を対象に、高血圧症・脂質異常症・糖尿病など生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防改善に着目した健診です。

特定健康診査の対象となる被扶養者には、6月上旬に共済組合から「特定健康診査受診券」をお送りしております。

未だ、被扶養者の方が特定健康診査を受けていない場合は、皆様からも受診勧奨をお願いします。


対象者 40歳以上75歳未満の組合員、被扶養者、任意継続組合員(被扶養者を含む。)

受診方法

組合員 職場の定期健康診断又は共済組合の人間ドックを受診すれば、特定健康診査を受診したものとみなされます。

被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者 受診可能契約医療機関一覧表に記載の医療機関へ「特定健康診査受診券」と「組合員(被扶養者)証」を持参し受診してください。
※受診には、予約が必要な場合がありますので、事前に健診機関までご照会ください。

●有効期限…平成30年12月31日 ●自己負担…ありません

健診項目	基本的な健診 (必須)	診察など	身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) 理学的所見(身体診察) 血圧測定 質問票(服薬歴及び喫煙習慣の調査を含む)
		血中脂質検査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
血糖検査		空腹時血糖又はヘモグロビンA1c(HbA1c)	
肝機能検査		AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)	
尿検査		尿たんぱく、尿糖	
	詳細な健診 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
		その他	心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン及びeGFR

生活習慣を改善しましょう! 特定保健指導

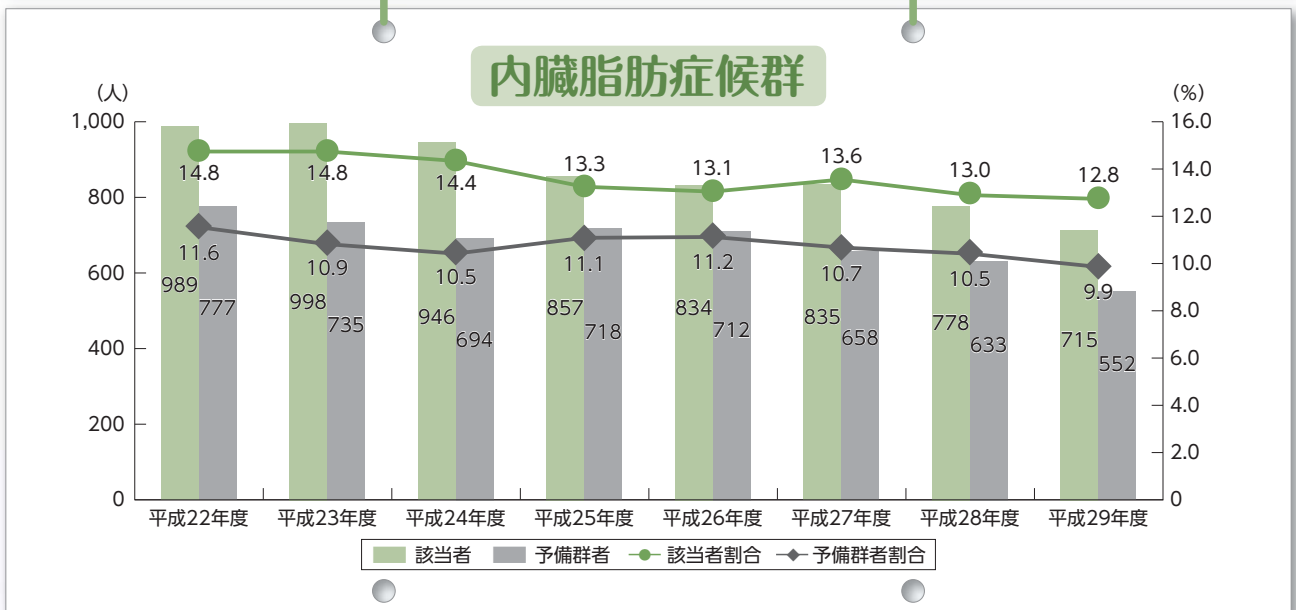
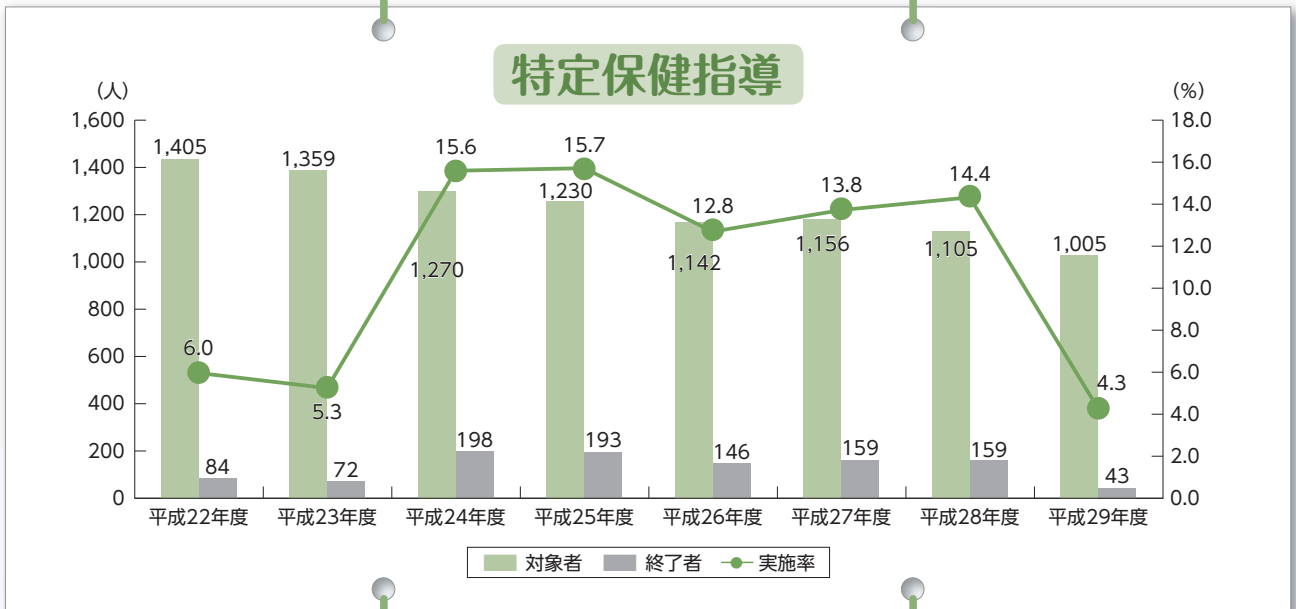
特定保健指導は、医師、保健師、管理栄養士などの専門家からサポートを受けて、生活習慣の改善を行うプログラムです。

特定保健指導には、リスクの程度に応じ「動機付け支援」、「積極的支援」及び「動機付け支援相当」があり、これらに該当された方には「特定保健指導利用券」をお送りします。

受診方法

最寄りの特定保健指導機関へ「特定保健指導利用券」と「組合員(被扶養者)証」と健診結果を持参し、指導を受けてください。
※指導には、予約が必要な場合がありますので、事前に指導機関までご照会ください。

●有効期限…発行日から4ヵ月 ●自己負担…ありません



平成29年度

人間ドック検査結果

平成29年度の人間ドック受診者6,106人(男性3,394人、女性2,712人)の検査結果を集計しました。

検査項目別に見ると、生活習慣病発症リスク保有者(基準外)の割合は、男性がLDL コレステロール(悪玉)値(54.5%)、空腹時血糖(41.7%)の順で高く、女性はLDL コレステロール(悪玉)値(45.0%)、HbA1c 値(32.6%)の順で高くなっています。

総合判定では、要治療(676人、14.5%)、要精査(1,267人、27.2%)、治療中(181人、3.9%)の合計が約46%となり、判定がある方のうち、ほぼ2人に1人が医療機関を受診する必要があることが分かります。



総合判定が要治療・要精査の方は必ず医療機関で検査・治療を受けてください。

また、検査結果が基準値内で「異常なし」と判定された場合でも、前回検査データよりも異常値に近づいている方は注意が必要です。

過去の検査データとの経年変化に注意し、健康維持の指標として役立てましょう。

人間ドック検査結果から

(単位:人、%)

項目	基準値	男性 3,394人			女性 2,712人			計 6,106人			
		基準内	基準外		基準内	基準外		基準内	基準外		
		人数	人数	割合(%)	人数	人数	割合(%)	人数	人数	割合(%)	
BMI	18.5~24.9	2,163	1,231	36.3	1,860	852	31.4	4,023	2,083	34.1	
腹囲	男性85cm・女性90cm未満	1,991	1,403	41.3	2,395	317	11.7	4,386	1,720	28.2	
血圧	収縮期	130mmHg未満	2,621	773	22.8	2,397	315	11.6	5,018	1,088	17.8
	拡張期	85mmHg未満	2,834	560	16.5	2,537	175	6.5	5,371	735	12.0
脂質	中性脂肪	150mg/dℓ未満	2,524	870	25.6	2,486	226	8.3	5,010	1,096	17.9
	HDLコレステロール	40mg/dℓ以上	3,154	240	7.1	2,676	36	1.3	5,830	276	4.5
	LDLコレステロール	120mg/dℓ未満	1,545	1,849	54.5	1,492	1,220	45.0	3,037	3,069	50.3
肝機能	AST(GOT)	30U/ℓ以下	2,845	549	16.2	2,569	143	5.3	5,414	692	11.3
	ALT(GPT)	30U/ℓ以下	2,404	990	29.2	2,503	209	7.7	4,907	1,199	19.6
	γ-GT(γ-GTP)	50U/ℓ以下	2,504	890	26.2	2,567	145	5.3	5,071	1,035	17.0
糖代謝	空腹時血糖	100mg/dℓ未満	1,979	1,415	41.7	2,153	559	20.6	4,132	1,974	32.3
	HbA1c(NGSP値)	5.5%以下	2,152	1,242	36.6	1,829	883	32.6	3,981	2,125	34.8

メンタルヘルス セミナー 日程変更の お知らせ

共済時報 No.227号の「平成30年度保健事業の概要」にて、ご案内しました「メンタルヘルスセミナー」について、次のとおり実施予定日が変更となりましたので、お知らせします。

なお、案内文書については8月上旬頃、発送させていただきます。

●予定日 9月7日(金) 変更 ⇒ 9月21日(金)

パパ・ママ
必見!!

養育特例制度について

共済組合に必要書類を提出すれば、将来の年金が増えるかも!?



平成27年10月からの被用者年金一元化により、養育特例制度が始まりました。

この制度は、3歳未満の子(注1)を養育している、又は養育していた組合員からの申出により、その子を養育することとなった日の属する月から、その子が3歳に達した日等の翌日の属する月の前月までの各月のうち、標準報酬月額がその子の養育を開始した月の前月(基準月)の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る月については、従前標準報酬月額で年金額が計算されます。

(注1) 平成29年1月から次の①・②の子も対象となりました。

- ① 特別養子縁組の監護期間中の子
- ② 養子縁組里親に委託されている子

◆時効に注意

この制度は、遡及して申出を行うことができます。
ただし、遡及できる期間は申出を行った月から2年前までです。

◆次の期間は養育特例の期間とはなりません。

- ・子と別居している期間
- ・産前産後休業、育児休業等による掛金免除期間

◆この制度の詳細は、平成28年1月発行のNo.218共済時報16～17ページでご確認ください。
(当組合ホームページ共済時報のバックナンバーに掲載しています。)



ご不明な点がありましたら、所属所共済組合事務担当課 TEL 088-621-3510まで照会してください。
又は共済組合総務課資格調定係

資格調定係からのお知らせ

被扶養者の調査結果について

本年3月から4月にかけて被扶養者の適正な認定を行うことを目的として、満18歳以上の被扶養者全員の資格調査を実施いたしました。

調査にあたり、対象となる被扶養者のいる組合員及び各所属所の担当者の皆様には、ご協力をいただきありがとうございました。

この調査の結果を次のとおり集計いたしましたので、お知らせいたします。

調査対象者数……………3,375名(3月末退職者の被扶養者を除く。)

(内訳) 手続き不要の方……………2,807名(扶養手当の支給対象者等)

継続認定手続きをした方……………263名

認定取消を行った方……………305名



取消事由		配偶者	子	その他(父母等)	合計
内訳	就職	31名	224名	5名	260名
	所得の増加	10名	6名	4名	20名
	その他	6名	9名	10名	25名
合計		47名	239名	19名	305名

(注意)
所得の増加などによって2ヵ月以上遡及し認定取消を行い、医療費の返還を要した事例が、8件ありました。
組合員の皆様には、日ごろから被扶養者の収入状況など十分把握され、取消事由に該当した場合は、速やかに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

年金の繰上げ支給とは？

老齢厚生年金や老齢基礎年金は、60歳に達した後から皆様の生年月日等に応じて定められた支給開始年齢（右表参照）に達する前に、繰り上げて受給することができます。これを「年金の繰上げ支給」といいます。ただし、繰り上げた期間の長さに応じて減額率が定められ、その分の年金額が減額されることになります。

また、被用者年金一元化により新たに創設された退職等年金給付（年金払い退職給付）のうち、通常65歳から支給される退職年金についても、繰り上げて受給することができます。

- (注) ・年齢到達時に各年金の受給資格要件を満たしていない場合は、要件を満たしたときからの支給になります。
・退職年金は、退職していないと支給されません。

◆老齢厚生年金の支給開始年齢

【一般組合員】

生年月日	年齢
S32.4.2 ~ S34.4.1	63歳
S34.4.2 ~ S36.4.1	64歳
S36.4.2 ~	65歳

【特定消防組合員】

生年月日	年齢
~ S34.4.1	60歳
S34.4.2 ~ S36.4.1	61歳
S36.4.2 ~ S38.4.1	62歳
S38.4.2 ~ S40.4.1	63歳
S40.4.2 ~ S42.4.1	64歳
S42.4.2 ~	65歳

◆老齢基礎年金(国民年金)の支給開始年齢

65歳

※生年月日等による違いはありません。

老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ支給

次の期間内に繰上げ請求を行うことにより、請求日の翌月分から減額された年金が支給されます。ただし、老齢厚生年金は、在職中は支給停止の対象となります。

●繰上げ請求ができる期間

- ・老齢厚生年金 … 60歳になった日から支給開始年齢到達日の前日まで
- ・老齢基礎年金 … 60歳になった日から65歳到達日の前日まで

●減額率

0.5% × 繰り上げた月数

(注) 老齢厚生年金の繰上げ請求ができる期間内に繰上げ請求を行う場合は、老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。

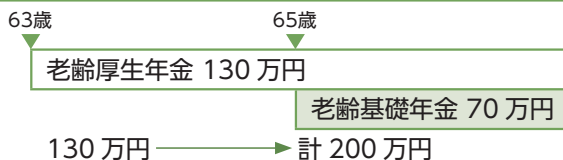
参考例

Aさん



昭和33年8月8日生
平成30年3月31日退職
一般組合員

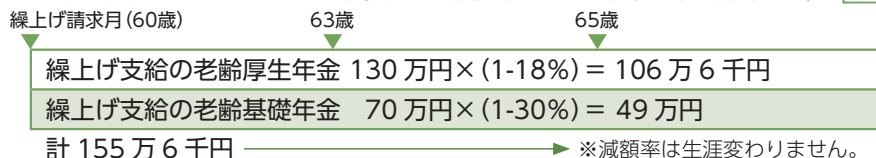
繰上げ請求をしない場合 ※金額は例示です。



平成30年8月中(60歳到達月)に繰上げ請求をした場合

●減額率

- ・老齢厚生年金…0.5%×36ヵ月(繰上げ請求月から63歳到達月の前月まで) = 18%
- ・老齢基礎年金…0.5%×60ヵ月(繰上げ請求月から65歳到達月の前月まで) = 30%



Aさん



63歳まで待って
繰り上げしたら
どうなりますか？

Aさんの場合、63歳になると老齢厚生年金の支給開始年齢になりますので、老齢厚生年金は通常の請求となり(減額なし)、老齢基礎年金だけが繰上げ請求になります。

●老齢基礎年金の減額率

$0.5\% \times 24 \text{ ヶ月 (繰上げ請求月から65歳到達月の前月まで)} = 12\%$

(注) ・平成27年9月までの組合員期間がある方が、老齢厚生年金の繰上げ請求をすると、退職共済年金(経過的職域加算額)も同時に繰り上げることとなります。

・繰上げ請求をしても加給年金額の加算は、65歳到達時からとなります。

退職年金(公務員独自の3階部分)の繰上げ支給

退職年金は、被用者年金一元化により廃止された共済年金の3階部分(職域部分)に替わる積立方式の年金です。これは老齢厚生年金と切り離された独自の給付ですので、退職年金の繰上げと老齢厚生年金の繰上げ請求を同時に行う必要はありません。なお、繰上げの取り扱いには次のとおり違いがあります。

退職年金 3階部分

老齢厚生年金 2階部分

老齢基礎年金 1階部分

●繰上げ請求ができる方

1年以上の引き続き組合員期間を有し、かつ、退職している方。

●繰上げ請求ができる期間

60歳になった日から65歳到達日の前日まで

●減額の取り扱い

給付算定基礎額の利子 (退職年金の原資の一部)	繰上げしない	給付事由が生じた日(通常65歳)の前日の属する月まで付利します。
	繰上げする	繰上げ請求日の前日の属する月までしか付利されないため減額になります。
終身年金現価率 (終身退職年金の年金額) 計算時に割り落とす率)	終身退職年金は、繰上げすると繰上げしない場合より終身年金現価率が高くなるため減額になります。 (注)退職年金の半分は終身年金、半分は有期年金になります。	

参考例

Bさん



昭和33年9月9日生
平成30年3月31日退職
組合員期間10年以上
退職時の給付算定基礎額 30万円
有期退職年金 20年を選択

【前提条件】

- ・利子(基準利率)は、平成30年10月以降、0.5%で計算。
- ・年金現価率は、平成29年10月から平成30年9月までの率を使用。

繰上げ請求をしない場合(65歳から受給・1年目の計算)

- ・退職時の給付算定基礎額300,000円 + 65歳までの利子7,545円 = 307,545円
- ・終身退職年金 = 307,545円 ÷ 2 ÷ 終身年金現価率23.006780 ÷ 6,700円(年額)
- ・有期退職年金 = 307,545円 ÷ 2 ÷ 有期年金現価率20.000000 ÷ 7,700円(年額) ※85歳で受給終了

平成30年9月中(60歳到達月)に繰上げ請求をした場合(60歳から受給・1年目の計算)

- ・退職時の給付算定基礎額300,000円 + 60歳までの利子0円 = 300,000円
- ・終身退職年金 = 300,000円 ÷ 2 ÷ 終身年金現価率27.407076 ÷ 5,500円(年額)
- ・有期退職年金 = 300,000円 ÷ 2 ÷ 有期年金現価率20.000000 ÷ 7,500円(年額) ※80歳で受給終了



繰上げ請求は、一度請求すると取り消しはできません。
一度決められた減額率は、生涯変わりません。

慎重に判断して
ください



普通貸付のご案内

共済組合では、組合員の皆様が生活必需物品の購入に際し、臨時に資金が必要となったときに利用できる普通貸付を行っております。

また、貸付事業では、住宅の新築、購入、修理等の費用に住宅貸付、教育資金や冠婚葬祭費用に特別貸付などを取り扱っております。

本号では、普通貸付についてご案内しますので、ぜひご利用ください。



『どんなときに借入れができますか？』

自動車や家電などの購入費用や、フェンス、カーポート、外構工事等の費用など、臨時に資金を必要とするときに借入れができます。

ただし、借入れの目的が金融機関等からの借入金を返済するためのものである場合は、貸付はできません。
※住居に関するもの(玄関や浴室の改装など)については「住宅貸付」となります。

『いくらまで借りられますか？』

給料の6ヵ月分に相当する金額まで借りられます。(1万円単位での申し込みとなります。)
ただし、給料の6ヵ月分が200万円を超える場合は、200万円までとなります。

『利率は？』

平成30年7月1日現在、**年利1.26%**です。(変動利率)

『償還方法は？』

元利均等償還又は賞与併用償還を選択し、借入月の翌月から給料天引きで償還していただきます。また、希望により全部又は一部を繰り上げて償還することもできます。(一部繰上については50万円以上から可能となり、手数料は不要です。)

なお、償還の途中で退職となった場合は、退職手当から未償還元利金を全額控除します。

『借入金はいつ送金されますか？』

毎月15日及び月末(土日祝日の場合はその前日)に組合員登録口座へ送金します。

『申し込みの方法は？』

次の書類を、お勤め先の共済組合事務担当課を通じて、送金日の3日前(土日祝日除く)までに提出してください。

- ①貸付申込書 ②借用証書 ③借入状況等申告書 ※他の金融機関等からの借入金がある場合は、その償還表等の写しを添付
 - ④償還方法選択申告書 ⑤印鑑証明書(原本) ⑥見積書又は契約書 ※だんしんに加入(任意)される場合は加入申込書
- なお、貸付後に領収書等の提出が必要な場合があります。

『借入れができないことはありますか？』

以下の場合には貸付ができません。

- 毎月の償還額(他の金融機関等からの借入れ分と、共済組合貸付分及び新規申し込み分の償還額を合わせた額)が、給料月額 \times 30%を超えるとき
- 年間の償還額(同)が、年収(給料月額 \times 16月)の30%を超えるとき

お問い合わせは 共済組合福祉課 貸付係 TEL 088-621-3538 まで

将来に備えた資産づくりに、共済貯金をご活用ください!!

2年定期

1.10%

1年定期

0.90%

積立貯金(3年満期)

1.10%

※中途解約された場合の利率(年利)は次のとおりです。(※税引き前)

1年定期	6ヵ月未満	1年未満	
	0.10%	0.55%	
2年定期	6ヵ月未満	1年未満	2年未満
	0.10%	0.45%	0.65%
3年定期積立	3年未満		
	0.50%		

※平成30年7月1日現在の満期利率(年利率・税引き前)

共済貯金のご利用人数
及び預入残高の状況
(平成30年5月31日現在)

定期貯金	2,846名	34,839,450,800円
積立貯金	1,133名	850,216,464円



定期貯金

※現職組合員及び任意継続組合員のみ預け入れできます。

1日の預入可能額

1万円から300万円までの千円単位(組合員本人の金銭に限ります。)

※任意継続組合員及びフルタイム再任用の組合員が、退職後6ヵ月以内に退職手当を預け入れる場合は、退職手当支給額(千円単位)まで預け入れができます。この場合、「共済貯金振込依頼書」の備考欄に「退職手当」とご記入ください。

最高預入限度額

組合員1人当たり5千万円まで(積立貯金を除く。)

預入方法

最寄りの阿波銀行にて、同行窓口備え付けの「共済貯金振込依頼書」(5枚1組)に記入・押印し、現金を添えて当組合へお振込みください。後日、「共済貯金預り証」を送付しますので、解約されるまで大切に保管してください。

満期時の取扱い

- ・組合員期間中に満期になった場合(任意継続組合員の加入期間中を含む。)

満期日に自動的に満期利息(税引き後)が元金に加算され、満期日時点の利率により、同じ預金種別(1年又は2年)で自動継続されます。ただし、自動継続により定期貯金残高が最高預入限度額(5千万円)を超える場合、満期になった定期貯金は、解約もしくは預替えをしていただきます。

- ・組合員資格喪失後に満期になった場合(他の共済組合に転出した場合を含む。)

満期日を過ぎると預け入れできませんので、満期日までに解約手続きをしてください。
(解約方法等は、「共済貯金預り証」の裏面に記載しています。)

積立貯金(3年定額積立)

※現職組合員のみ利用できます。

積立期間

3年間、毎月の給与から一定額を控除して積み立てます。

毎月の積立額

千円単位で、月額合計30万円以内であれば複数口申し込みいただけます。

申込方法

「積立貯金申込書」(共済組合事務担当課備え付け)に記入・押印の上、積立開始希望月の前月25日(当組合必着)までに担当課を經由してご提出ください。

〈ご注意〉共済貯金の支払利率について

- 1 共済貯金の支払利率は、金融情勢等により変動する場合があります。
- 2 積立貯金は、積立開始時の利率が満期まで適用されます。また、定期貯金は預入時(満期日が到来し自動継続した場合は自動継続した日)の利率が、次の満期日まで適用されます。

平成30年度「共済ファミリー保険」募集のご案内

本年も7月下旬から9月上旬に募集を予定しています。

今回の募集(平成31年1月1日更新契約)から「死亡・高度障害保障保険」と「死亡・高度障害保障保険プラス」の保険料率が改定(引き下げ)されますので、これまでと同水準の掛金(年代によっては掛金が増える場合があります。)で保障をさらに充実できます。

共済ファミリー保険は、お手頃な掛金で大きな保障が準備できる、組合員^(※1)の方々を対象とする団体福利厚生制度で、ご加入者からの掛金をもって運営されております。

本保険制度は団体契約のため、より多くの方にご加入いただき、加入規模が大きくなるとスケールメリットが生じ、掛金が割安になる仕組みとなっております。また、「死亡・高度障害保障保険」「死亡・高度障害保障保険プラス」並びに「医療保障保険」については、年に一度の配当金還付^(※2)があり実質掛金が軽減されます。

なお、今年度は、「死亡・高度障害保障保険」の本人と配偶者、「死亡・高度障害保障保険プラス」の配偶者に新たなコースが追加されます。現在、ご加入されていない組合員におかれましては、ぜひこの機会にご検討ください。

本保険制度の詳細な内容等につきましては募集期間に配付されるパンフレットをご参照いただくとともに、明治安田生命の制度推進員が各所属所に訪問の上、説明いたしますので、その際にご確認くださいようお願いいたします。

(※1)本ご案内の中の組合員には、フルタイムの再任用を含みます。

(※2)「死亡・高度障害保障保険」「死亡・高度障害保障保険プラス」並びに「医療保障保険」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっております。

- 平成31年1月1日更新契約からは保険料率改定により、保険金支払などが過年度と同条件であった場合でも配当率が低下します。
- メディカルケアプラス、医療保障保険オプション制度、三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)、リビングリスク補償、短期休職サポートについては、配当金はございません。

● 保険の概要は次のとおりです ●

死亡・高度障害保障保険

組合員とその配偶者・子どもが加入することができ、死亡・高度障害を保障します。

★今回の募集から本人・配偶者のコースで、より保障が充実したコースを選択できるようになります!

死亡・高度障害保障保険プラス

死亡・高度障害保障保険に加入の組合員とその配偶者が加入することができ、組合員の死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級・2級)を保障します。

★今回の募集から配偶者のコースで、より保障が充実したコースを選択できるようになります!

メディカルケアプラス

死亡・高度障害保障保険プラスに加入の組合員とその配偶者・子どもが加入することができ、病気やケガで入院した場合や、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、先進医療による療養を受けた場合の保障をします。

※対象となる先進医療はパンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

医療保障保険

死亡・高度障害保障保険に加入の組合員とその配偶者・子どもが加入することができ、継続した2日以上(連続)の病気やケガによる入院を保障します。

医療保障保険オプション制度

医療保障保険に加入の組合員と配偶者が加入することができ、入院(三大疾病、所定の生活習慣病)・手術・女性疾病等を保障します。

三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、又は急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたときに保障します。

また、特約を付加した場合、7大疾病【悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変】、悪性新生物(がん)・上皮内新生物まで給付範囲が拡大されます!

リビングリスク補償

死亡・高度障害保障保険に加入の組合員とその配偶者・子どもが加入することができ、ケガによる入院・通院・手術、携行品損害、賠償責任補償など身の回りに存在する様々なリスクを補償します。

★今回の募集から個人賠償が1億円に引き上がります!

短期休職サポート

死亡・高度障害保障保険に加入の組合員が加入することができ、病気やケガが原因で免責期間7日を超えて就業不能となった場合、1年を限度に月額10万円を補償します。

積立年金保険

組合員が在職中に積み立てた掛金を原資として、退職時等により掛金払込完了後に年金、もしくは一時金等での受取ができます。



※共済ファミリー保険に関するお問い合わせは(事務委託先)一般財団法人 徳島県市町村職員互助会 TEL 088-621-3563まで

MY-A-18-他-005578 MYG-A-18-LF-326

徳島県市町村職員共済組合のみなさまへ

一般料金より **20% ~ 最大 55% 割引!!**
(24時間料金比較)



Webで
簡単予約!



全国営業所で
利用可能!



幅広い車種を
ご用意!

ご出発の最短2時間前まで予約可能!
WEBで予約・クレジットカードでのネット決済を
済ませたら、あとは営業所へ行くだけ!
全国営業所にて年間を通じてご利用可能です。
旅行・レジャー・引越しと様々なシーンで
ご活用ください。



禁煙車指定可能! 好評につき増車中です



乗用車・ワゴン車カーナビ標準装備!



携帯オーディオ接続端子「Music Line」
標準装備車多数!

2018年春 新登場!!

シエンタ (W-Kクラス)



ご予約・詳細はこちら

<https://www.nipponrentacar.co.jp/ods/>

ID: 8025

PASSWORD: 38729



スマートフォンからも
お申込みいただけます。



ご利用方法

①お客様情報登録

ワンデイスkip専用ページより
お客様情報登録(初回のみ)を行います。
※お客様情報登録時には運転免許証が必要です。

②レンタカー予約・WEB決済

お客様専用ページにてレンタカーの予約と
クレジットカードでのお支払いを済ませます。
※期限までにお支払いがない場合、ご予約は自動取消しとなります。

③出発当日営業所へ

運転免許証をお忘れなく
お持ちください。

【料金表】(2018年4月現在)

標準コース(8%税込)

クラス	車種例	ワンデイスkip		一般料金		
		(24時間) ※料増料金	以後 1時間毎	通常期	ハイシーズン 北海道以外	ハイシーズン 北海道
乗用車	S-S フィット、スイフト、デミオ	6,480	1,080	8,100	8,964	11,340
	S-A カローラ、インプレッサ	7,344	1,188	9,720	10,692	12,420
	S-W ウイングロード、 カローラフィールダー	8,316	1,404	10,800	11,880	12,960
	S-C マークX	10,692	2,052	15,120	16,632	18,900
	S-D クラウン	16,200	2,160	27,000	29,700	36,180
	J-I 【指定】レヴォーグ (4WD・アイサイト標準装備)	11,448	2,160	16,200	17,820	20,304
エコカー	E-N デミオクリーンディーゼル	7,344	1,188	9,720	10,692	12,420
	E-S アクア	7,776	1,296	10,260	11,340	12,636
	E-W シャトルハイブリッド	7,776	1,296	10,800	11,880	12,960
	E-C 【指定】プリウス('16.01~)	8,748	1,512	12,960	14,256	15,552
V-LUO・V-LUMI	W-K 【指定】シエンタ (6~7人乗り)	9,720	1,620	12,960	14,256	15,120
	W-H ウィッシュ、プレマシー(7人乗り)	9,720	1,620	12,960	14,256	15,120
	W-A ステップワゴン、ノア(8人乗り)	13,608 ※15,768	2,052	20,520	22,572	27,000
	W-B ハイエース、キャラバン (10人乗り)	16,092 ※18,252	2,592	23,760	26,136	31,320
	W-C アルファード (8人乗り)	16,524 ※18,684	2,808	27,000	29,700	35,100
	W-E ハイエースグランドキャビン (10人乗り)	16,524 ※18,684	2,808	27,000	29,700	35,100
	Y-A ヴォクシーハイブリッド (7人乗り)	15,012 ※17,172	2,268	22,680	24,948	29,808
	Y-C アルファードハイブリッド (7人乗り)	19,116 ※21,276	2,916	30,240	33,264	39,312

クラス	車種例	ワンデイスkip		一般料金		
		(24時間)	以後 1時間毎	通常期	ハイシーズン 北海道以外	ハイシーズン 北海道
バン	V-A プロボックスバン、ADバン	7,128	1,188	10,260	11,340	12,420
	D-B ボンゴバン	8,100	1,188	11,340	12,420	13,500
	D-D ハイエースロングバン、 キャラバンロングバン	11,448	2,052	15,660	16,920	18,360
	T-C 2トン平ボディトラック	10,260	1,512	15,120	16,380	17,640
トラック	T-D 2トロング平ボディトラック	12,744	1,944	19,440	21,060	22,740
	R-D 2トンアルミトラック	13,176	2,052	19,440	21,060	22,740
	R-E 2トロングアルミトラック	16,200	2,592	23,760	25,680	27,720

●W-A・W-B・W-C・W-E・Y-A・Y-Cクラスは別増料金適用期間中、別途2,160円/日の別増料金がかかります。
なお、出発日が期間内の場合、帰着日まで別増料金が適用されます。
(適用期間については、ワンデイスkip専用ページ TOP画面にある「料金表」をご確認ください。)
●トラックを運転される場合、下記の免許が必要となりますのでご注意ください。
T-C-R-Dクラス: 5t限定準中型免許以上
T-D-R-Eクラス: 準中型免許以上

〈ヤナセプレミアムカーレンタル〉(2018年4月現在) 標準コース(8%税込)

クラス	車種例	ワンデイスkip		一般料金		
		(24時間)	以後 1時間毎	通常期	ハイシーズン 北海道以外	ハイシーズン 北海道
メルセデス・ベンツ	X-C A180	8,640	1,404	11,880	13,068	14,256
	X-D GLA180	9,504	1,512	12,960	14,256	15,552
	X-E CLA180 シューティングブレーク	9,504	1,512	12,960	14,256	15,552
	X-H GLA250 4MATIC(4WD)	10,800	1,512	14,580	16,092	17,496
	X-F C180 アバンギャルド	14,904	2,052	21,600	23,760	25,920
	X-I C180 ステーションワゴン	15,876	2,160	23,220	25,596	27,864
Audi	X-A A1 Sportback	8,316	1,404	10,800	11,880	12,960
	X-K A4 2.0 4WD	15,876	2,160	23,220	25,596	27,864
BMW	E-O 218d	9,504	1,512	12,960	14,256	15,552
	X-J X1 xDrive18d	10,800	1,512	14,580	16,092	17,496


●ご利用にあたっての詳細はワンデイスkip専用ページにてご確認ください。

●後日回答オプションは即時に予約が完了せず、翌営業日(土・日・祝日を除く)に予約可否と料金をご連絡いたします。
利用予定日の5日前までお申込みを承ります。4日以内の場合は、予約センターまでお問い合わせください。
●連続7日間ご利用の場合は、6日分の基本料金でご利用いただけます。

●利尻・礼文営業所ではご利用いただけません。
●上記車種の配備状況は、地域により異なる場合があります。
●この料金は予告なく変更する場合があります。
●その他貸渡しに関する一切は、ニッポンレンタカーの「貸渡約款」に基づきます。

共済組合職員採用試験案内

共済組合では、平成31年度採用予定の事務局職員採用試験を次のとおり実施します。

1 採用予定人員	若干名	
2 採用予定日	平成31年4月1日	
3 採用後の条件	①給与等 徳島県内市町村の職員に準ずる。 ②勤務地等 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館 ※他団体へ派遣(勤務地：東京都)される場合があります。	
4 受験資格	平成5年4月2日以降に生まれた方で学校教育法による4年制大学を卒業した方もしくは平成31年3月31日までに卒業見込みである方。	
5 試験科目及び試験日	①第1次試験 教養試験、事務適性試験、職場適応性検査 平成30年10月14日(日)午前9時30分～ ②第2次試験 面接試験、健康診査 平成30年11月中に実施(第1次試験合格者に通知)	
6 申込受付期間	平成30年8月20日(月)から9月14日(金)まで 持参：受付時間は執務日(月～金)の午前8時30分から午後5時まで。 郵送：9月14日(金)消印分まで。 ※受付期間経過後は、理由の如何を問わず一切受付しません。	
7 受験申込書の請求	共済組合総務課にて配付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒(120円切手を貼った角形2号)を同封してください。	
8 問い合わせ先及び郵送先	〒770-8551 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館5階 徳島県市町村職員共済組合 総務課 TEL 088-621-3515・3516 (担当：宮本・仁木)	

*詳しくは、共済組合ホームページ(<http://www.tokushima-kyosai.jp/>)の最新情報の職員採用試験案内をご覧ください。

本年9月に厚生年金保険に係る 保険料率が引き上げられます

厚生年金保険給付費に充てるための保険料率は厚生年金保険法において定められており、平成30年9月から厚生年金保険に係る保険料率が、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

区分	～平成30年8月		平成30年9月～
標準報酬月額・標準期末手当等の額に対する割合	17.986 (8.993)	+0.314	18.3 (9.15)

※()内の数字は、組合員が負担する保険料率です。

間違い探しクイズ

間違い探しに正解された方の中から抽選で10名様に図書カード(千円分)をプレゼント!

Q

下の2枚のイラストは同じように見えますが、違う所が5つあります。間違いのあるエリアはA~Jのどこでしょう? すべて教えてください。ただし、色ムラは間違いに含めません。

どこが違うか探してみよう!



応募のきまり

ハガキ又はFAX(088-621-3509)により、下記の要領で送付してください。(一人1通まで)

応募の締め切りは平成30年8月31日(必着)。解答は次回(平成30年10月発行)の「共済時報」に掲載いたします。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は厳重に保護・管理し、賞品の抽選及び発送として活用する目的以外に使用することはありません。また、個人情報をご本人の承諾なく業務委託先以外の第三者に開示・譲渡することは一切ございません。(法令により開示・譲渡を認められた場合を除きます)

① 解答
② 所属所名
③ 組合員氏名
④ 本誌及び共済組合事業に対するご意見・ご感想

郵便はがき
770-8551
徳島県徳島市幸町 3丁目55番地
徳島県徳島市幸町 3丁目55番地
共済時報担当 あて

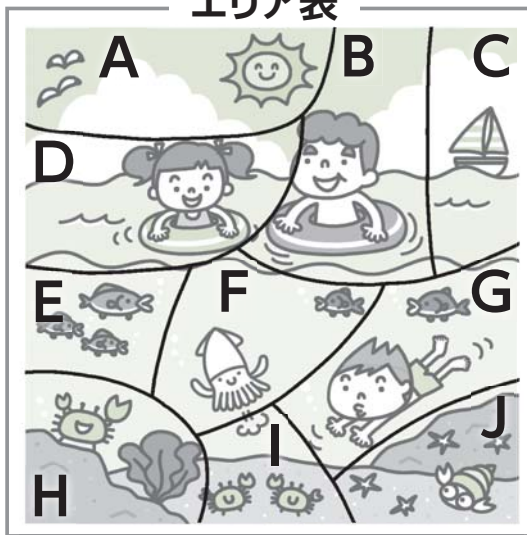
※抽選の結果は、当選者への発送(自宅住所あて)をもって発表に代えさせていただきます。

平成30年4月発行(春号) 「CDGIJ」

多数の方にご応募いただきありがとうございました。厳正な抽選の結果、10名様に図書カードをお贈りいたしました。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業及び広報活動に活かさせていただきます。

エリア表



※お一人様1枚に限りです。

※グループでのご利用の場合は人数分割引いたします。

※カード・他の割引利用券との併用はできません。

※ご精算の際にレストラン係員にお渡しください。

※2018年10月31日まで有効

※お一人様1枚に限りです。

※グループでのご利用の場合は人数分割引いたします。

※カード・他の割引利用券との併用はできません。

※ご精算の際にレストラン係員にお渡しください。

※2018年10月31日まで有効

▲ホテル千秋閣10F レストラン聚楽「昼食割引券」詳しくは裏表紙をご覧ください。



秋の宴会プラン

2018年9月1日(土)～ 卓盛コース・会席コースがございます。

料理プラン

卓盛料理 4,000円・5,000円・6,000円

会席料理 5,000円・6,000円



飲み放題プラン



A 1,500円 ビール・焼酎・ノンアルコールビール・ウーロン茶

B 1,800円 ビール・焼酎・ウイスキー・日本酒・
ノンアルコールビール・ウーロン茶

C 2,000円 ビール・焼酎・ウイスキー・日本酒・ワイン・
ノンアルコールビール・ウーロン茶

※料金はすべて税金・サービス料込みとなっております。

組合員様特典

- すべてのコースお料理単価10%割引
- 食後にコーヒーサービス
- マイクロバス送迎 **(先着順)**
- 通信カラオケ **(先着順)**



特別宿泊プラン

「鶴は千年、亀は万年」と申しますが、鶴亀の長寿にあやかり、お2人に末永くホテル千秋閣をご愛顧いただけますよう1泊朝食付2名様でご用意させていただきました。

ご夫婦カップルで健やか鶴亀プラン

お1人様 **5,400円** (税サ込) 本プランは2名様からご予約を承ります。



●耐震改修及び老朽化対策工事に伴う休業のお知らせ●

ホテル千秋閣は、平成30年11月から平成31年3月までの5ヵ月間、施設の改修のため休館します。この間、大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

慶事 結婚式・ご披露宴・ご結納・賀寿 等

法事 法要・偈ぶ会 等、各種ご宴会を承っております

- 下記の割引券を切り取りご持参ください。
- 割引券1枚で1グループ(人数分)の昼食にご利用いただけます。

10F レストラン聚楽 昼食割引券

(徳島県市町村職員共済組合員様 限定)

通常価格より
120円割引いたします。

徳島市幸町3-55 ホテル千秋閣

10F レストラン聚楽 昼食割引券

(徳島県市町村職員共済組合員様 限定)

通常価格より
120円割引いたします。

徳島市幸町3-55 ホテル千秋閣

ホテル千秋閣

●宴会のご予約・お問い合わせ ☎088-621-3333
●レストランのご予約・お問い合わせ ☎088-621-3630
✉sensyukaku@opal.nmt.ne.jp

徳島市幸町3丁目(市役所隣) ☎(088)622-9121(代)
https://www.sensyukaku.jp/ ホテル千秋閣 徳島